食事療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。
管理栄養士の管理により、患者さまの年齢、病状によって適切な栄養及び内容の食事を適時（朝食 午前8時、昼食 正午12時、夕食 午後6時）適温で提供しています。

● 入院時の食事療養の標準負担額（1食あたり）

一般（70歳未満）	高齢者（70歳以上）	標準負担額	
一般 下記以外	一般 下記以外	550円 指定難病患者等　330円	
住民税非課税	非課税世帯 区分Ⅱ	入院期間90日以内	270円
		入院期間91日以以降	220円
―	非課税世帯 区分Ⅰ	130円	

● 生活療養標準負担額（1食あたり）

居住費：療養病棟65歳以上の方、回復期リハビリテーション病棟の方

		標準負担額		居住費
一般	①一般	550円		430円
	②指定難病患者	330円		0円
非課税世帯 区分Ⅱ	③非課税世帯Ⅱ④⑤以外の方	270円		430円
	④重篤の病状又は治療を要する方	入院期間90日以内	270円	430円
		入院期間91日以以降	220円	
	⑤指定難病者	入院期間90日以内	270円	0円
		入院期間91日以以降	220円	
非課税世帯 区分Ⅰ	⑥医療区分Ⅰの方	160円		430円
	⑦重篤の症状又は治療を要する方	130円		430円
	⑧指定難病患者・老齢福祉年金受給者	130円		0円

※④⑦対象の方：人工呼吸器、酸素吸入、静脈栄養管理等の医療の必要性が高い方、回復期リハビリテーション病棟が該当します